

小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

(平成17年小田原市条例第26号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者を指定するときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。ただし、公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 指定管理者を指定する公の施設(以下「指定施設」という。)の概要
- (2) 申請をすることができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 第4条第1項の指定候補者を選定する基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 法第244条の2第8項の利用料金に関する事項
- (8) 指定管理者に指定する期間
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、団体の名称、代表者の氏名、所在地及び指定を受けようとする施設の名称を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

- (1) 団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- (2) 指定施設の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)
- (3) 指定施設の管理に関する収支予算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(指定候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上で、指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 事業計画書の内容が指定施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に要する費用

の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 第2条ただし書の規定により公募を行わずに指定候補者を選定するときは、市長等は、指定候補者に選定しようとする団体と協議し、かつ、前条各号に掲げる書類の提出を求め、前項各号に掲げる基準に照らした上で総合的に判断を行うものとする。

3 市長等は、前2項の規定により指定候補者を選定するときは、あらかじめ識見を有する者その他市長等が適当と認める者の意見を聴かなければならない。ただし、公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第5条 市長等は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を得たときは、速やかに当該議決に係る指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第6条 指定管理者は、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業計画書に記載された事項

(2) 指定施設の管理に要する費用に関する事項

(3) 法第244条の2第8項の利用料金に関する事項

(4) 指定施設の利用者等に係る個人情報(小田原市個人情報保護条例(平成16年小田原市条例第25号。以下「個人情報保護条例」という。)第2条第2号の個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関する事項

(5) 指定施設の管理を行うに当たり保有する情報の公開に関する事項

(6) 法第244条の2第7項の事業報告書に記載すべき事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第7条 法第244条の2第7項の事業報告書の提出は、毎年度終了後30日以内(同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して30日以内)にしなければならない。

2 前項の事業報告書には、指定施設の管理に関する収支決算書を添付するものとする。

(区分経理)

第8条 指定管理者は、指定施設の管理に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分しなければならない。

(秘密保持義務等)

第9条 指定管理者又は指定施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、

個人情報保護条例の定めるところにより個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、当該指定施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者ではなくなった後においても同様とする。

(免責)

第 1 0 条 市長等が法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責任を負わない。

(原状回復義務)

第 1 1 条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者の指定を受けたときを除く。）、又は法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定によりその指定を取り消されたときは、速やかにその管理しなくなった指定施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特に認めるときは、この限りでない。

(市長等による管理)

第 1 2 条 市長等は、法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となったときにおいて必要があると認める場合は、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 市長等は、前項の規定により管理の業務を自ら行うこととし、又は同項の規定により自ら行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第 1 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(小田原市個人情報保護条例の一部改正)

2 小田原市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(受託者の責務等)</p> <p>第 1 2 条 (略)</p> <p>(指定管理者の責務)</p> <p>第 1 2 条の 2 指定管理者 (地方自治法 (昭和</p>	<p>(受託者の責務等)</p> <p>第 1 2 条 (略)</p>

22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その指定に係る公の施設の管理に関する業務において、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（職員等の義務）

第13条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第12条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は前条の指定管理者の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（開示の義務）

第17条 実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(6) （略）

(7) 法令等の規定又は地方自治法第245条の9第2項及び第3項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報

第43条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された

情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) （略）

(3) 第12条の2の指定管理者の業務に従事している者及び従事していた者

（職員等の義務）

第13条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（開示の義務）

第17条 実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(6) （略）

(7) 法令等の規定又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第2項及び第3項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報

第43条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された

情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) （略）

